

岡山大学 入学料免除・徴収猶予 申請要領（大学独自制度）

2022年10月入学者用及び2023年4月入学者用

※ 【高等教育の修学支援新制度】による入学料・授業料の減免を希望する学部学生の方へ

学部学生として入学予定の方に対する「高等教育の修学支援新制度」による入学料・授業料減免の申請手続き等については、ホームページでお知らせします。詳細については、そちらをご確認ください。（対象：外国人留学生を除く、学部学生のみ。）

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）

<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>

1 対象者

【入学料免除】

■ 大学院・専攻科・別科の入学者のうち、以下のいずれかに該当する方

- 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 入学前1年以内において入学者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け納入が著しく困難な者
- 「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により被災した者

■ 学部の入学者のうち、以下に該当する方

- 「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により被災した者

【入学料徴収猶予】

■ 学部・大学院・専攻科・別科の入学者のうち、以下のいずれかに該当する方

- 経済的理由により納入期限までの納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに納入が困難であると認められる者

注意 ・ 「入学料免除（不許可、半額免除の場合は、徴収猶予申請と併願）」又は「入学料徴収猶予のみ」のどちらかの申請になります。

- ・ 入学料徴収猶予申請が認められた場合でも、納入すべき金額が減免されるわけではありません。
- ・ 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、聴講生や研究生等として入学する方は、免除申請及び徴収猶予申請の対象となりません。また、入学料としての奨学金を受給することが決定している方は、免除の申請はできません。

2 申請方法・申請期限

申請方法 持参 又は 担当（3提出先を参照）へ事前に連絡のうえ郵送（申請期限内必着）してください。
郵送の場合は、以下の※4に留意の上、期限に十分な余裕をもって発送してください。

申請期限 入学手続期限まで

※1 入学料免除申請は、不許可・半額免除の場合の徴収猶予申請が併願となります。

※2 学部入学者は、必ず、事前に申請資格に該当するかどうかを担当に確認（学務部学生支援課あて電話086-251-7211）した上で、申請書類を作成してください。

※3 学部入学者の申請書類は、入学手続書類とともに入学手続書類の提出先へ郵送してください。（入学手続書類と区別できるようにして同封してください。）

※4 入学料免除（不許可、半額免除の場合は、徴収猶予申請との併願）申請又は徴収猶予申請と、入学手続を別々に郵便で行う場合は、申請書類を本学にて受理した後に、「入学料免除・徴収猶予申請 受付票」

を申請者あてに返送します。日数に十分な余裕をもって発送してください。

※5 入学案内に記載の受付時間も必ず確認してください。受付時間を過ぎて持参した場合、申請書類を受理出来ない場合や、選考から除外する場合があります。

3 提出先

入学する学部・研究科	担 当
医学部医学科・保健学科（編入学者を含む。） 歯学部（編入学者を含む。）	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 学生支援担当 TEL 086-235-6589 〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1
保健学研究科	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 保健学科・保健学研究科担当 TEL 086-235-6929 〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1
医歯薬学総合研究科（博士課程歯学系）	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 歯学部担当 TEL 086-235-6627 〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1
医歯薬学総合研究科 （博士課程医学系・修士課程）	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 大学院担当 TEL 086-235-7986 〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1
上記以外の学部・研究科等	学務部学生支援課（一般教育棟A棟2階） 〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1 TEL 086-251-7211

※ 土・日曜日・祝日は受付できません。また、学務部学生支援課に持参する場合、平日であっても受付できない期間があります。学生支援課に持参する方は、受付できない期間をホームページで確認の上、持参してください。

4 選考結果の決定時期と入学料の納入

入学料免除 及び 入学料徴収猶予 選考結果の決定時期

4月入学者：6月上旬（予定） 10月入学者：11月下旬（予定）

入学料免除申請の選考結果（全額免除・半額免除・不許可）の通知、又は徴収猶予申請の選考結果（許可・不許可）の通知は、申請時に提出された封筒にて申請者本人に送付します。

全額免除以外の方には請求書を同封します。決定日（通知書記載の日付）から30日以内（徴収猶予が許可された方については、許可された期限まで）に該当の入学料を納入してください。指示された期限内に該当の入学料を納入しない場合は、除籍となりますので注意してください。

※入学料免除申請時に、不許可、半額免除の場合の徴収猶予申請の併願をした方も、徴収猶予が不許可となった場合は、決定日（通知書記載の日付）から30日以内に該当の入学料を納入しなければ、除籍となりますので注意してください。

5 その他

大学院入学者のうち、下記の条件すべてに該当する方については、独立生計者と認定することができるので、必要書類（授業料免除申請書類を参照してください）を添付のうえ、申請してください。

なお、独立生計者として認められない場合は、父母を含む家族世帯で認定するため、あらかじめ独立生計者の書類と併せて家族全員分の必要書類を提出してください。

独立生計者の条件（①～④のすべてに該当していること）

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者（二世帯住宅等では、別居とは認定できません。）
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得・課税証明書が発行される者
- ④ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が被保険者となる健康保険証を持つ者又は本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が世帯主として国民健康保険証を持つ者

（注1） 昨年及び今年中において、独立した家計を営むだけの収入（見込み）があること。

「昨年の実績がない者」、「今年の見通しの立っていない者」、「衣食住にかかる費用を主として父母等からの援助（送金や住居の提供）等で賄う者」等は、独立生計者とは認定できません。（私費外国人留学生を除く。）

(注2) 「昨年の実績がない者」でも特例として「定職についての場合」は、独立生計を認めることがあります。

6 提出書類

(提出された申請書類は、貸出・閲覧等できません。提出前にコピーをとり、保存してください。)

次ページの8注意事項の(3)を参照の上、ペンまたはボールペンを用いて、申請者本人(入学者)が記入してください。訂正する際は、二重線を引き、修正液は使用しないでください。また、摩擦により文字を消すことができるペン(フリクションペン等)は使用しないでください。

○各様式については、記入漏れがないことをよく確認してください。

○授業料免除も申請する方は、7入学する期の授業料免除申請についてを参照してください。

○入学時に初めて日本に来る留学生は、*¹の書類は入学してから追加で提出してください。*²の書類は提出不要です。それら以外の書類は入学手続き時に提出してください。

提出書類	留意事項
1. 入学料免除申請書(様式1-①入免) 又は 入学料徴収猶予申請書(様式1-①猶予)	<ul style="list-style-type: none"> 記入要領及び8注意事項を参照し、生計を同じくする人について、申請者本人が記入してください。入学時現在の状況(予定)を記入し書類提出後に変更があれば、速やかに申し出てください。 学生番号欄への記入は、5ページを参照し、左から5桁までを記入してください。
2. 家庭状況調書(様式1-②入免・猶予)	
3. 収入状況等申告書(様式2又は様式留2)	授業料免除申請と共通の書類になりますので、入学する期の授業料免除申請要領を確認のうえ、必要書類を揃えてください。
4. 収入に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> 2023年4月入学者は、2023年度前半期用の授業料免除申請要領(2023年2月上旬ホームページ掲載予定)を参照してください。
5. 特別控除等に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> 入学手続きが2023年2月より前にある4月入学者は、提出書類の3~6は、2023年3月8日(水)までに追加提出してください。
6. その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> 2022年10月入学者は、2022年後半期分の授業料免除申請要領を参照し、申請時に必要書類を提出してください。
7. 入学料免除・徴収猶予申請 受付票	<p>学部・研究科等の名称・学種、受験番号、氏名等を記入してください。</p> <p>入学料免除(又は徴収猶予)申請を持参で行う方 及び 入学料免除(又は徴収猶予)申請と入学手続きを別々に郵便で行う方には、申請受理後に受付票を返却します。それらの方は、返却された受付票の「大学控」を入学手続き時に入学手続き窓口へ提出してください。</p>
8. 提出前確認用紙(様式99) … * ¹	申請書類の提出前に、各自で申請書類を再確認してください。
9. 封筒 … * ¹	<p>長形3号封筒に、宛先(郵便番号・住所・本人氏名)を明記し、94円分の切手を貼付してください。(選考結果の通知用です。選考決定時に確実に受け取ることのできる宛先を記入してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書類を郵送で提出する場合：84円分の切手を貼付した封筒がもう1部必要です。(申請受付票の返送用) 授業料免除も申請する場合：84円分の切手を貼付した封筒がもう1部必要です。(授業料免除の結果通知用) <p>授業料免除も希望する場合に必要な封筒は、持参の場合は合計2部、郵送の場合は合計3部となります。</p>
10. 所得・課税証明書(市区町村役場発行) … * ²	<p>2022年度(2021年分)のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)分が必要です。(入学する本人分についても必要。ただし、学部学生で独立生計でない方は、本人分の提出は不要です。) 所得のない場合(主婦・家事手伝い及び高齢者等)も提出が必要です。「0円」又は「課税台帳に記載なし」等の証明が必要です。ただし、2022年1月以降に渡日した外国人留学生は提出不要です。 兄弟姉妹や申請者の子、家計支持者ではない同居の祖父母については、提出不要です。
11. 下記の理由による申請者は、次の書類を提出してください。	<p>① 家計支持者の死亡を理由に申請する場合(次のア及びイの両方必要)</p> <p>ア 死亡を証明するもの(除籍抄本、死亡診断書(写)、埋葬許可書(写)のうち1点)</p> <p>イ 死亡された方の収入に関する書類(家計支持者であったことがわかるもの)</p> <p>② 風水害等を受けたことを理由に申請する場合</p> <p>市区町村長が発行する罹災証明書(被害内容が記載されたもの)</p> <p>※「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等により家計支持者が被災した場合、申請時に提出を必要とする書類は、「授業料免除申請書」、「家庭状況調書」、「(半壊以上の記載がある)罹災証明書」(写)及び結果通知用封筒(94円分の切手を貼付)とします。</p>

7 入学する期の授業料免除申請について

入学料免除（又は徴収猶予）を申請する方で、入学する期の授業料免除も希望する場合は、入学料免除（又は徴収猶予）申請書類と授業料免除申請書類を一緒に提出してください。

○2023年4月に入学する方で、入学手続期間が2023年2月より前にある場合

2023年度前半期分授業料免除申請要領のホームページ掲載（2023年2月上旬の予定）より前に入学手続をすることとなるため、授業料免除申請書類は入学手続以降の2023年3月8日（水）までに提出してください。

なお、入学料免除（又は徴収猶予）申請の結果通知とは別に授業料免除申請の結果を通知しますので、結果通知用として封筒（84円分の切手を貼付）が別に必要です。

※ 提出書類の3～6は、入学料免除申請と授業料免除申請の共通で1部を提出してください。（2部提出する必要はありません。）

8 注意事項

- (1) 入学料免除申請者及び徴収猶予申請者は、選考結果が決定するまで入学料の納入が猶予されます。選考結果が決定されるより前に入学料を納入する場合は、必ず、事前に担当へご連絡ください。（入学料を納入した場合、入学料免除を申請しても納入した入学料は返還されません。）
 - (2) 入学料免除及び徴収猶予は、学力基準と家計基準をもって選考します。なお、基準に適格となる場合であっても、**予算の都合により、不許可となる場合があります。**
 - (3) ① 申請書類は、家庭状況をよく確認し、入学時現在（10月入学者基準日：2022年10月1日、4月入学者基準日：2023年4月1日）の状況（予定）を**申請者本人が記入**し準備してください。
 - 2022年10月入学者について
本人及び父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）分の、2021年1月以降の全ての勤務状況（就職及び退職）・収入状況を申告し、必要な証明書を添付してください。
 - 2023年4月入学者について
本人及び父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）分の、2022年1月以降の全ての勤務状況（就職及び退職）・収入状況を申告し、必要な証明書を添付してください。

※ 就職と退職が繰り返されている場合、勤務状況を説明できるよう詳細に把握しておいてください。
 - ② 同居・別居を問わず、生計を同じくする人について記載し、必要な書類を揃えてください。

※収入に係る書類については、父母及び本人（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者。独立生計者である場合は、本人及び配偶者。）分を提出してください。ただし、独立生計者ではない学部学生の本人分は、提出不要です。
 - ③ **申請理由や家計状況が不明な申請は受理できません。不足書類が多い場合も受理できないことがあります。申請期間に揃えることができない書類がある場合、受付時にその旨を申し出てください。関係書類は後日提出していただきます。（例えば、就職・退職予定、進学予定等の家族がいる場合など。）**
 - ④ 記入すべきことが書かれていない場合、未申告の内容が後日判明した場合、必要書類を指示された期限までに提出できない場合や提出書類が判読しにくい場合など、**申請書類に不備がある場合は、選考の対象から除外することがあります。**
 - ⑤ 申請書の提出後、**入学時現在の状況に変更**が生じた場合は、速やかに申請内容の訂正を申し出るとともに、必要書類を提出してください。（例えば、家族の就職・転職、自宅外通学に変わったなど。）

状況が変更したことを申告していなかった場合、**申請取り消しとなる場合があります。**
- (4) 不明な点があれば、早めに、2ページ **3提出先** の担当まで問い合わせてください。

入学料免除申請、入学料徴収猶予申請及び授業料免除申請時に提出していただく皆さんの個人情報については、入学料免除、入学料徴収猶予並びに授業料免除の選考以外の目的に利用することはありません。また、第三者に情報提供することはありません。

*** 申請書等の **学生番号** 欄の記入について ***

学生番号は入学手続き完了後に決定します。（岡山大学からの進学者であっても新しい学生番号が付与されま
す。） 申請書・家庭状況調査等の学生番号欄は、**左から5ケタ**までを、以下を参考に記入してください。

※ 現在、岡山大学の学生である方は、進学後の学生番号とともに、現在の学生番号についても、入学科
免除申請書（または徴収猶予申請書）の右上の記入欄に記入してください。

学生番号				2	2	下3桁は 記入不要
------	--	--	--	---	---	--------------

下3桁は入学後に決まりますので、申請時には記入不要です。

2022年10月入学者は **22** と記入してください。

2023年4月入学者は **23** と記入してください。

入学する学部・研究科のコードを、下の表を元に記入してください

区 分	学部・研究科等	コード
学部等	文学部	01B
	教育学部	02B
	法学部	03B
	経済学部	04B
	理学部	05B
	医学部	06B
	歯学部	07B
	薬学部	08B
	工学部	09B
	農学部	11B
	グローバル・ディスカバリー・プログラム	13B

区 分	学部・研究科等	コード
専攻科	特別支援教育特別専攻科	65S
別 科	養護教諭特別別科	64V

区 分	学部・研究科等	コード	
大学院等	教育学研究科 (修士課程)	22M	
	社会文化科学研究科 (博士前期課程)		47M
		(博士後期課程)	75D
	自然科学研究科 (博士前期課程) [理学系] 数理物理学, 分子科学 生物科学, 地球科学		41M
		(博士前期課程) [工学系] 機械システム工学 電子情報システム工学 応用化学工学 生命医用工学	43M
		(博士後期課程)	51D
		(博士課程) [5年一貫制]	52D
	保健学研究科 (博士前期課程)		46M
		(博士後期課程)	73D
	環境生命科学研究科 (博士前期課程)		48M
		(博士後期課程)	77D
	ヘルスシステム統合科学研究科 (博士前期課程)		49M
		(博士後期課程)	78D
	医歯薬学総合研究科 (修士課程) [医歯科学]		32M
		(博士課程) [4年一貫制]	71D
		(博士前期課程) [薬科学]	33M
		(博士後期課程) [薬科学]	72D
教育学研究科 (専門職学位課程) [教職大学院]		22P	
法務研究科		70P	